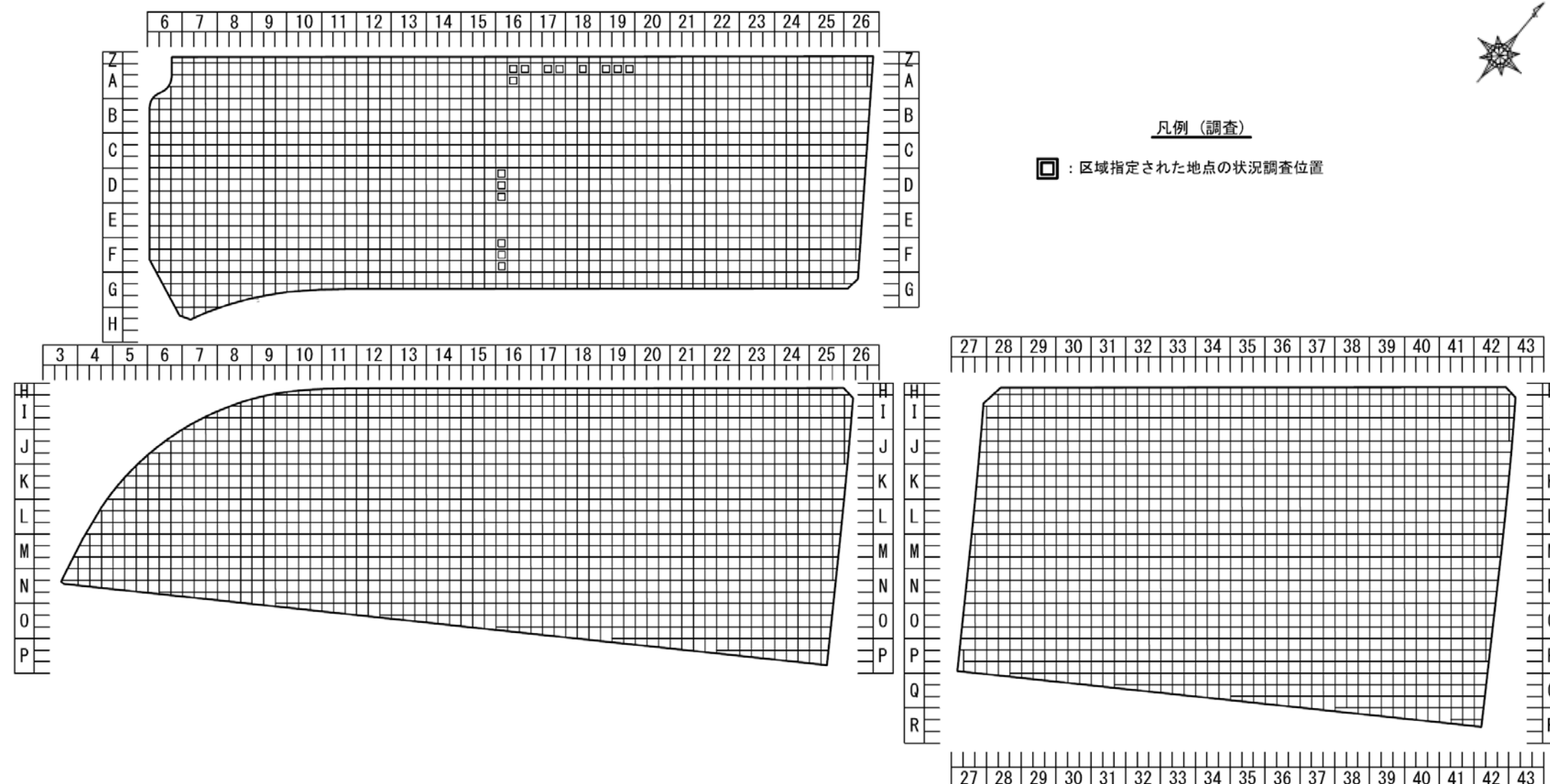


汚染の除去等の措置の実施に伴い区域指定された地点の状況調査位置図



【汚染の除去等の措置の実施に伴い区域指定された地点の状況調査概要】

○区域指定された地点の状況調査：汚染の除去等の措置の実施に伴い形質変更時要届出区域に指定された地点について、工事に伴う汚染拡散の有無を確認するための調査

- 今回、1 5 地点で表層土壌調査、土壌ガス調査「ベンゼン」を行い、
- ・全ての地点で、表層土壌調査の対象とした物質は環境基準※以下であることを確認した。
 - ・全ての地点で、「ベンゼン」（土壌ガス調査）は検出されなかった。

※土壌汚染対策法の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準以下を「環境基準」という